

## 次期中長期目標の策定について

### 1. 業務及び組織の見直しについて

- 独立行政法人通則法により、中長期目標期間が終了する国立研究開発法人については、次期目標の策定に当たり、主務大臣が業務及び組織を見直すこととされており、これに対して、総務省独立行政法人評価制度委員会（以下「委員会」という。）が意見を述べることとされている。
- 今年度で目標期間が終了する理化学研究所については8月25日に、宇宙航空研究開発機構については8月31日に、文部科学大臣として、見直し内容を決定・公表し（別紙1（P.2）、別紙2（P.6））、委員会が12月4日に意見等を取りまとめた（別紙3（P.10））。
- 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法により、理化学研究所については、総合科学技術・イノベーション会議が12月1日に意見を取りまとめた（別紙4（P.14））。

### 2. 今後のスケジュール

2月	総務省独立行政法人評価制度委員会※ ・中長期目標案についての意見を決定
～3月1日	中長期目標の指示
3月中	中長期計画の認可

※特定国立研究開発法人においては、総務省独立行政法人評価制度委員会に加えて総合科学技術・イノベーション会議

## 国立研究開発法人理化学研究所の見直し内容

平成29年8月25日  
文 部 科 学 省

### 1. 政策上の要請及び現状の課題

国立研究開発法人理化学研究所は、科学技術に関する試験及び研究等の業務を総合的に行うことにより、科学技術の水準の向上を図ることを目的とする法人である。本法人は、これまでに幅広い分野において顕著な成果を創出してきた。これも踏まえ、平成28年10月に特定国立研究開発法人に指定され、世界最高水準の研究開発成果を創出し、その普及及び活用を促進することにより、我が国のイノベーションシステムを牽引する中核機関としての役割を担うことが政策上求められている。

本法人がこのような任務を果たし、国民からの期待に応えていくため、これまでの取組を一層発展させ、以下に示すような課題に取り組む必要がある。

- ・自然科学に関する総合的な研究機関として、イノベーションの源泉となる革新的成果を引き続き創出するとともに、国のミッションに基づく研究開発を実施する国立研究開発法人として、現中長期目標期間中に決定された第5期科学技術基本計画を含め、昨今の状況に応じた国家的課題や社会的要請を踏まえ、Society 5.0の実現等に向け、戦略的な研究開発に一層取り組む。
- ・多数の拠点を抱え、幅広い分野で研究を行う特定国立研究開発法人として、法人の長がリーダーシップを発揮し、研究開発成果の最大化及び一体的かつ効率的な管理業務運営を実現するため、マネジメント機能をより一層強化する。
- ・研究開発成果の最大化やイノベーション創出の中核機関としての役割を実現するため、成果の実用化等に向けた機能を有する外部機関との連携を強化することで、研究開発成果の社会還元をより一層促進する。
- ・引き続き、国内外の優れた研究者の育成や輩出を実現し、国際的な頭脳循環のハブを担うとともに、多くの若手研究者等が短期間で業績を求められる現状を踏まえ、中長期的なビジョンを持って研究に専念できる環境を整備するため、我が国のイノベーションシステムを牽引する人事制度改革に取り組む。
- ・厳しい財政状況の中、財政基盤を強固にし、研究開発活動をさらに活性化させるために、競争的資金等の外部資金及び研究開発成果の活用による自己収入を増大させる。
- ・サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）に基づき策定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（以下「統一基準

群」という。)が平成28年度に改定され、独立行政法人も同基準群に沿った情報セキュリティ対策の徹底が求められることになった。さらに、「サイバーセキュリティ対策を強化するための監査に係る基本方針」(平成27年5月25日サイバーセキュリティ戦略本部決定)が一部改定され、独立行政法人は、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の対象とされた。

また、法人のガバナンスに必要な取組を適切に推進するため、引き続き研究不正防止に関する取組を行うとともに、内部統制などを推進する。

## 2. 講ずるべき措置

上記で述べた法人に求められる政策上の要請及び現状の課題を踏まえ、以下の措置を講ずる。

### (1) 中長期目標期間

本法人は、研究開発成果の最大化を第一目的とする国立研究開発法人であり、長期的視点を含む研究開発の特性を踏まえて中長期目標を策定する必要があることから、中長期目標期間を7年とする。

### (2) 中長期目標の方向性

#### ○国家戦略等に基づく戦略的な研究開発及び新たな科学の開拓・創成

科学技術基本計画及び各研究分野に係る国家戦略等を踏まえ、社会的要請に対応するため、本法人が行う多様な分野の革新的な研究開発成果や、本法人が有する優れた人材や研究基盤・技術を活用し、これまでの取組の成果を更に発展させ、Society 5.0の実現等に向け、戦略的な研究開発を実施する。

あわせて、総合的な研究機関としての特色を最大限に活かし、異分野融合等による新たな科学の開拓・創成を志向した研究を実施し、将来のイノベーションにつながる革新的な研究開発成果を創出する。

#### ○世界最先端の研究基盤の構築・運営・高度化

科学技術基本計画等の国家戦略を踏まえ、本法人が有する大型共用施設等の世界最先端の研究基盤について、産学官の幅広いユーザーへの共用や計画的な運用を行うとともに、革新的な成果を輩出していくために施設の高度化等の取組を、世界の研究開発動向を注視し、国内外の利用者のニーズも踏まえつつ適切

に進める。

#### ○大学・産業界・地方自治体等との連携の強化

イノベーション創出の中核機関及び総合的な研究機関としての本法人の強みを活かしつつ、外部機関との連携を強化し、オープンイノベーション推進のため、以下のような先駆的な取組を強化する。

- ・組織対組織の産業界との連携研究の更なる強化など、本法人が有する研究力、研究開発成果及び知的財産を有効に活用し、基礎から応用までの各研究段階に応じた産業界との連携や、ベンチャー育成・支援機能等を強化するとともに、それらを通じた自己収入の増大を図る。
- ・様々な分野において、大学等研究機関との組織間連携を強化し、相互の強みを活かした研究開発を実施することで研究力の強化を図るとともに、新たな革新的シーズの創出等に努める。また、当該大学等研究機関を通じ、地方自治体・地域産業界との連携を深め、研究開発成果の社会還元につなげる。

#### ○特定国立研究開発法人としてのマネジメント体制の強化

理事長を組織内外の多様な知見・経験により支える強固な体制の下、国内各地域にまたがる研究所としての活動が効果的かつ一体的に運営されるとともに、特定国立研究開発法人として、理事長がリーダーシップを発揮し、他の国立研究開発法人のモデルとなる革新的な改革や、将来のイノベーションに向けた新たな価値の創造、組織横断的な柔軟な研究体制の構築を含めた分野融合的な研究の取組を推進し、研究開発成果の最大化を図ることができるよう、適切な事務組織の構築や理事長を支える機能の整備等を行う。

#### ○我が国のイノベーションシステムを牽引する人事制度改革

また、国内外の優秀な研究者を任期付で任用し育成・輩出する取組の継続的な実施や、クロスアポイントメント制度の積極的な活用により、人材の流動性を確保し、国際的な頭脳循環のハブとしての機能を果たす。一方で、若手研究者等が中長期的なビジョンをもって研究に専念できる環境の整備のため、人材の安定性と流動性のバランスを加味しつつ、無期雇用職の整備等の人事制度改革を進める。また、外国人研究者や女性研究者の登用を図るとともに、外部機関との一層の人材交流を図る。

#### ○さらなる研究の活性化につなげる財源の確保・拡大

本法人の研究開発活動の活性化や運営基盤の強化を図るため、産業界との共同研究の拡充や知的財産の有効活用等により、自己収入を増大させる。

○情報セキュリティ対策の推進

引き続き、統一基準群に沿って策定した情報セキュリティ・ポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を推進することに加え、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を解決することを目標として位置付ける。

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の見直し内容

平成29年8月31日  
内閣府  
総務省  
文部科学省  
経済産業省

1. 政策上の要請及び現状の課題

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「本法人」という。）は、宇宙航空分野の基礎研究から開発・利用に至るまで一貫して実施している。宇宙基本計画（平成28年4月1日閣議決定）において、政策目標として、「宇宙安全保障の確保」、「民生分野における宇宙利用の推進」、「宇宙産業及び科学技術の基盤の維持・強化」が掲げられており、宇宙政策に関する具体的アプローチとして、当該政策目標を達成するための施策が工程表として示されている。その中で、本法人は、引き続き「政府全体の宇宙開発利用を技術で支える中核的実施機関」と位置付けられ、当該政策目標及び工程表の実現に向けて、基盤的な研究開発により技術力を高め、着実にプロジェクトを実行するとともに、その成果の社会展開が求められる。また、航空科学技術についても、第5期科学技術基本計画に対応するため策定した研究開発計画（平成29年2月文部科学省科学技術・学術審議会研究開発・評価分科会。以下「研究開発計画」という。）等に基づき、我が国の航空産業の国際競争力向上に資する研究開発を推進する役割が本法人に求められる。

本法人は、第3期中長期目標期間において、新たな宇宙基本計画の策定や国立研究開発法人への移行という状況の変化により、国の安全保障や社会の成長と発展に直結する新たな取組が求められる中、当該状況の変化に対応し、着実に成果を生み出してきた。

次期中長期目標期間において、本法人は、第3期中長期目標期間に創出した成果を糧としつつ、宇宙航空分野を取り巻くプレイヤーの増加や新たな事業創出への期待をはじめとする以下に示す本法人を取り巻く環境の変化やそれに伴う課題を踏まえ、従来の役割に加え、自らの組織機能を強化し、宇宙航空分野のみに閉じることのない異分野との連携を強化すること等により、社会に対するアウトカムを見据えた積極的な企画・提案を行うことを通じて、社会を技術で先導し、新たな価値を創造する組織へと変革していくことが期待される。

- ・ 昨今、宇宙空間の安全保障上の重要性が増大する一方で宇宙空間における脅威・リスクが高まっていること等から、宇宙空間の安定的利用の確保の必要

性が一層増してきたこと

- ・宇宙関連2法が平成28年に成立するとともに「宇宙産業ビジョン2030」が策定されるなど、我が国においても民間による宇宙活動を促進する環境が整備されつつあり、今後宇宙産業の活発化が期待されることから、宇宙産業振興への取組の一層の推進が必要なこと
- ・宇宙科学・探査分野における新興国の台頭等に対し、我が国の同分野の研究水準及び国際的プレゼンスを維持・向上させる必要があること
- ・航空科学技術分野において、安全性向上や環境適合性と経済性との両立の国際的要求が高まっていること

本法人の業務及び組織については、中長期目標期間終了時に見込まれる中長期目標期間の業績についての評価結果、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定。以下「統一基準群」という。）や「サイバーセキュリティ対策を強化するための監査に係る基本方針」（平成27年5月25日サイバーセキュリティ戦略本部決定）をはじめとする既往の閣議決定や政府方針等及び前述の本法人を取り巻く状況を踏まえ、「適正、効果的かつ効率的な業務運営」という独立行政法人の業務運営の理念の下、「研究開発成果の最大化」という国立研究開発法人の第一目的が達成できるよう、以下のとおり見直し、次期中長期目標の策定等を行うこととする。

## 2. 講ずるべき措置

### (1) 中長期目標期間

本法人は、宇宙基本計画等の長期的な国の政策に対応して研究開発を行う国立研究開発法人であり、長期的視点を含む研究開発の特性を踏まえて中長期目標を策定する必要があることから、中長期目標期間を7年とする。

### (2) 中長期目標の方向性

次期中長期目標の策定に当たっては、以下に示す事項を踏まえた上で、我が国全体としての研究開発成果の最大化を図る観点から、限られた資源を効率的かつ効果的に活用し、本法人が、自らの能力を最大限発揮し、社会を技術で先導し新たな価値を創造する組織となるべく、適切な目標を設定することとする。

また、本法人の取組及びその成果に対し客観的かつ的確な評価を行う観点から、達成すべき内容や水準等を具体化した指標を設定することとする。

#### ○重点的施策

本法人は、次期中長期目標期間において、宇宙基本計画及び研究開発計画で示された施策を引き続き着実に実行することに加え、次の事項に重点的に取り組む。また、これらの取組を支えるため、新たな事業を創出する先導的な研究開発や宇宙航空事業の推進に必要な人材及び設備等の基盤の充実並びに国際連携及び国民の理解増進に係る活動の強化を図る。

- ・宇宙空間の安定的な利用の確保のための国際的な取組の先導・推進、宇宙システムの機能保証への貢献をはじめとする安全保障分野におけるニーズに応えた取組の充実及び防災などの安全・安心な社会の実現等に資する研究開発等の推進
- ・民間事業者等との協働や技術面での支援・助言等による新たな事業の創出等の宇宙利用の拡大に向けた取組の推進及び宇宙産業における国際競争力の強化に資する研究開発等の推進
- ・国際的プレゼンス向上等に資する宇宙探査活動及び世界最高水準の科学成果の創出を目指し他機関と連携した宇宙科学研究の推進
- ・我が国の航空産業の国際競争力向上を目指した次世代を含めた航空機の安全性向上や環境適合性と経済性との両立に資する研究開発の推進

#### ○運営及び組織に関する取組

上述の重点的施策を円滑に遂行し、研究開発成果の最大化を実現するため、また、自己収入を確実かつ効果的にアウトカムに繋げるため、研究開発機能、プロジェクト実施機能及び管理・事業共通機能を柱とする体制を整備するとともに、民間等の外部人材の積極的登用を含めた最適な人員配置や本法人の役割を踏まえた将来に繋がる人材育成を行う。さらに、民間事業者、公的研究機関等との協働による新たな事業の創出や企画立案・提案機能向上のための運営及び組織の改革に取り組む。また、国民への説明責任を適時・適切に果たすため、一層の取組を行う。なお、本法人の運営に当たっては、社会情勢や他国の技術動向等を踏まえた柔軟な対応を行う。

#### ○プロジェクト推進に関する取組

プロジェクトについて、リスクを低減させ、確実に実行するため、マネジメントに関するルールを遵守・徹底するとともに、初期段階での検討や研究開発を充実させる。



○財務内容に関する取組

政策の実現や社会ニーズに応えるための取組の実施に加え、新たな事業の創出や成果の社会還元を効率的に進めていくため、競争的研究資金獲得や国内外の民間事業者、公的研究機関との連携強化等を通じて、外部資金等による自己収入の増加を促進する。

○情報セキュリティ対策に関する取組

統一基準群に沿って策定した情報セキュリティ・ポリシーに基づき、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査による助言等を踏まえつつ、情報セキュリティ対策を推進することを中長期目標として位置付けることとする。

独立行政法人の中（長）期目標の策定について（抜粋）

平成29年12月4日

独立行政法人評価制度委員会決定

法人の中（長）期目標の策定について

我が国は世界に先駆けて、生産年齢人口の減少、地域の高齢化、エネルギー・環境問題といった課題に直面している。IoT、AI、ロボット等といった第4次産業革命のイノベーションをあらゆる産業や社会生活に取り入れること（社会実装）などを通じ、こうした課題を解決するのみならず、人口減少下においても成長できる社会の実現につなげていく仕組みを構築することが我が国にとっての喫緊の課題である。

このような中、国の行政の一部として政策実施に大きな役割を担う法人が、その専門性・人材面での強みを最大限発揮して、各府省、他法人や地方公共団体、民間部門との分担と協働により国の政策課題を解決していくことが、これまでももまして重要となっている。

このため、主務大臣は、従来の目標の延長線上で新たな目標をどうするかを考えるのではなく、法人の長とも十分議論を行い、政策課題を取り巻く環境の変化の正しい認識や、法人の持つ専門性・人材の現状についての客観的な分析をした上で、仮に法人自身に足りないものがあれば、ベンチャー企業等を含む民間部門の新たな技術や知恵等外部の活力をどのようにいかせるかなどを含め、政策課題の解決に向けた具体的な道筋を検討の上、目標を策定すべきである。

また、目標の策定を受け、こうした政策課題の解決を担う法人においては、法人の長のリーダーシップの下で、組織内の各階層がミッションの達成に向けて進むマネジメントが行われなければならない。

今般、委員会において中（長）期目標の調査審議を行うに当たって、重要と考えられる視点を以下のようにとりまとめた。主務大臣は、今後の法人の目標策定に当たっては、法人の事務・事業の特性や法人の規模を踏まえながら、特に、以下の視点から、目標に盛り込むことについて、検討していただきたいと考える。

(1) 法人の事務・事業についての目標策定に関して

- ① 人口減少社会の到来により、人材確保やノウハウ継承が困難となっている分野等について、法人がその専門性・人材面での強みをいかし、特に、地域の地方公共団体、非営利法人、民間企業等を支援する役割を積極的に担うことを目標に盛り込むことを検討してはどうか。
- ② 府省や他の法人等関係者と日常的に密接に連携してオールジャパンで対応すべき国の政策課題（例：資源外交、インフラ輸出、農産物輸出、

インバウンド増、国際競争力強化等)が増加している。国の政策課題の解決に向け、国・法人・その他関係者間の役割分担(業務)を明確にしつつ、協働体制を確立・強化することについて、具体的な内容を目標に盛り込むことを検討してはどうか。

(2) 「法人マネジメントに着目した目標」及び「評価の在り方」に関して

- ③ チャレンジングな取組や目標期間を超えた長期的な取組、地道なマネジメントの取組を後押しするため、直接的な結果の成否ではなく、結果に至る過程において的確なマネジメントを行って業務改善につなげることや、取組過程で得られた知見の他分野での活用等、プロセスにおけるマネジメント自体を目標に盛り込み、適切に評価することを検討してはどうか。
- ④ 法人の長のトップマネジメント(役職員へのミッションの浸透、業務改善への取組、主務大臣への提言等)についての取組を促すとともに、それを適切に評価した上で、法人自身がより高みを目指すことを促すことができるような目標策定を検討してはどうか。

#### 中(長)期目標等の審議について

平成29年度末に中(長)期目標期間が終了する法人の新たな目標案については、今後、各主務大臣において、委員会でのこれまでの調査審議、特に上記「①～④」の視点を踏まえつつ、検討いただきたい。なお、委員会のこれまでの調査審議において、当該視点に関連して特に重要とされた具体的項目は別紙のとおりである。

また、委員会としては、来年度以降の調査審議に当たっても、同様の視点に立って進めたいと考えており、各主務大臣におかれては、来年度以降に中(長)期目標期間が終了する法人についても、本委員会決定の内容・趣旨を理解の上、対応いただきたい。

【別紙】

(2) 「法人マネジメントに着目した目標」及び「評価の在り方」に関して

- ③ チャレンジングな取組や目標期間を超えた長期的な取組、地道なマネジメントの取組を後押しするため、直接的な結果の成否ではなく、結果に至る過程において的確なマネジメントを行って業務改善につなげることや、取組過程で得られた知見の他分野での活用等、プロセスにおけるマネジメント自体を目標に盛り込み、適切に評価することを検討してはどうか。

【国立研究開発法人理化学研究所】※②にも関連

(留意事項)

特定国立研究開発法人として、産学官の人材、知、資金等の結集する「場」を形成し、産業界におけるイノベーションの創出を促進・先導する観点から、法人の持つ革新的な11研究シーズの社会還元を一層推進することを目標に盛り込むとともに、民間企業との共同研究の実施状況や特許実施化率等、社会還元に向けた取組の進捗や達成度合を測る適切な評価軸・指標等を設定することを検討してはどうか。

また、法人としてのマネジメントや研究開発の進捗状況についても適切に評価することができるよう、研究人材の育成の状況、知財マネジメントの取組状況、外部専門家による研究の進捗状況評価の実施状況等を評価軸・指標等として設定することを検討してはどうか。

(背景事情等)

- 法人は、国家戦略に基づき基礎から応用までをつなぐ戦略的・重点的な研究開発を実施する自然科学全般に関する総合的な研究機関として、平成28年10月に特定国立研究開発法人に指定され、「特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針」（平成28年6月28日閣議決定）において、イノベーションの基盤となる世界最高水準の研究開発成果を生み出すこと、我が国のイノベーションシステムを強力に牽引する中核機関となることなどが期待されている。
- 法人においては、科学的、社会的にインパクトの高い野心的な研究に挑戦しようとする若手研究者を育てるため、既存の組織・分野を超えた人材育成や個々のセンターの予算項目に固定化されない機動的な予算配分等、理事長のリーダーシップの下、戦略的な法人運営が行われている。  
主務大臣の評価に際しては、こうした法人としてのマネジメントや研究開発の進捗状況についても適切に評価することが、PDCAサイクルを通じて法人の力をより一層伸ばしていくことにつながる。

**【国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構】※②にも関連**

(留意事項)

民間の宇宙利用の裾野拡大や研究開発成果の社会実装を推進していく観点から、法人の持つ技術や研究成果の産業界への橋渡しに係る取組をより一層推進することを目標に盛り込むとともに、法人が関わることで創出された事業数や民間事業者等に対するライセンス数等、法人の取組の進捗や達成度を測る適切な指標を設定することを検討してはどうか。また、研究開発の成果が当初企図したものとは異なるものであったとしても、その成果に加え、目的達成のために行った取組や工夫についても評価することができるよう、研究開発の進捗管理の実施状況等を評価軸・指標等として設定し、研究開発の過程で得られた成果も含め適切に評価することを検討してはどうか。

(背景事情等)

- ・ 「宇宙基本計画」(平成28年4月1日閣議決定)や「宇宙産業ビジョン2030」(平成29年5月29日宇宙政策委員会)では、宇宙産業全体の市場規模拡大が我が国の課題としている。
- ・ 宇宙航空分野を取り巻く民間のプレイヤーの増加や研究開発成果の社会実装への期待が高まる中、文部科学省は、法人に対して、民間事業者等との協働や技術面での支援・援助等による新たな事業創出への貢献を求めている。
- ・ また、プロジェクト(研究開発)の成否に加え、プロジェクトの過程におけるマネジメント上の取組や工夫、その過程で得られた成果についても適切に評価可能となるようなPDCAサイクルの構築が、リスクを意識しつつもチャレンジングな研究課題に積極的に取り組もうとする職員のインセンティブを確保し、研究開発成果の最大化を実現することにつながる。

平成29年12月1日  
総合科学技術・イノベーション会議

平成29年度末に中長期目標期間が終了する特定国立研究開発法人の当該期間終了時に見込まれる中長期目標期間における業務の実績に関する評価並びに業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容について、特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法(平成28年5月18日法律第43号)第5条第2項に基づき文部科学大臣より通知があったので、次の通り意見を述べる。

○特定国立研究開発法人理化学研究所

【通知に対する意見】

文部科学大臣より通知があった上記法人の「中長期目標の期間の終了時に見込まれる中長期目標の期間における業務実績に関する評価について」及び「独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容について」(平成29年9月19日29文科振第192号)については、特定国立研究開発法人理化学研究所が長のリーダーシップの適切な発揮の下で戦略的経営の取組みが明らかとなっており、妥当である。

【次期中長期目標に向けた意見】

次期中長期目標の検討に際しては、特に次の点に留意することを求める。

第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定)の実現に向け、引き続き総合的な研究力の強化に取り組むとともに、不断の改革を進めつつ、理化学研究所が自ら掲げる「科学力展開プラン」を着実に実行されるよう、万全を期していただきたい。

特に、異分野・異業種が横断的なネットワークのもとでイノベーションの創出を促す計画(科学技術ハブの構築、エンジニアリングネットワークの構築、イノベーションデザイン構想)、オールジャパンの視点から理化学研究所発ベンチャー等の創出・成長を促進する構想(イノベーション事業法人(仮称))は、我が国の科学技術イノベーション力の強化に極めて重要である。また、新設された革新知能統合研究センターは、第5期科学技術基本計画に掲げるSociety5.0を我が国が世界に先がけて実現する拠点の一つであり、その活動を可及的速やかに本格化させる必要がある。

これらが円滑かつ加速的に推進されるよう、理化学研究所の主体的な取組に対して、適時適切に支援及び助言を行うこと。さらに、現行制度において実現困難な構想等については、総合科学技術・イノベーション会議に対し、制度の見直しについて、その具体的な方策を含め提起いただきたい。